

銚子市国民健康保険の保険料率見直しについて

【資料 1】 令和 3 年度国民健康保険料率比較

○銚子市の現行の保険料率と令和 3 年度千葉県から示された標準保険料率を比較すると、医療給付費分(以下「医療分」)は過大となり、後期高齢者支援金(以下「後期分」)、介護納付金分(以下「介護分」)が大きく不足しているため、今回の保険料率の見直しで適正化を図る。

【資料 2】 国民健康保険標準保険料率及び納付金の推移

○平成 30 年度に国民健康保険事業が広域化されて以降、標準保険料率は上昇傾向が続いている。また、納付金総額についても、被保険者数の減少により総額は減少しているものの、一人当たりでは増加している。

○本市の保険料は、平成 24 年度の保険料率の改定後は限度額の見直しのみにとどまっている。

【平成 24 年度 限度額 77 万円 ⇒令和 2・3 年度 99 万円 ⇒令和 4 年度 102 万円(仮)】

【資料 3】 令和 3 年度国民健康保険料決算見込額と県が示す保険料必要額との比較

○平成 30 年度に国民健康保険制度が広域化されて以降、単年度収支の黒字は維持しているが、繰上充用の解消には至らず、令和 2 年度末現在で約 6,400 万円の累積赤字となっている。令和 3 年度は 10 月時点の決算見込みで、約 3,000 万円の単年度収支の黒字を見込む。

○令和 3 年度収支改善の要因は、令和元年に比べ令和 2 年の賦課対象所得額が増加し、1 人あたり保険料調定額が増加したため。(被保険者数の減少により保険料総額は減少)

○令和 4 年度の納付金については、未だ仮数値は示されていないが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えで給付が抑制されたため、多額の剰余金が生じており、令和 4 年度はこの清算により、標準保険料率が抑制されることが期待された。

しかしながら、令和 2 年度分納付金の清算から、後年度での保険料率の急激な上昇に備え、あらかじめ基金に積立てることが可能となったため、一部を財政調整基金に積立てることも想定されることから、清算による保険料率の引き下げ効果は限定的となる見込み。

【資料 4】令和 4 年度保険料率見直しに係る試算表

○令和 4 年度の保険料率見直しの試算にあたり、暫定的に必要な保険料額を設定するため、令和 4 年度の 1 人当たりの保険料額を、令和 3 年度の県標準保険料率から算出した 1 人当たりの保険料額と同額と仮定し算出した、保険料総額を保険料必要額として一番上の段に記載。

2 段目は銚子市の現行保険料率、3 段目が現行保険料率のまま限度額を引き上げて試算
4 段目・5 段目は 3 段目から資産割を段階的に削減したもの。
資産割を 0 にした場合、約 7,000 万円の不足が生じる見込み。

【見直しにあたっての課題】

- (1) 県内で 1 市となった資産割の廃止
- (2) 納付金に対し、不足している介護分の引き上げ

課題に対応するため、試算①、②は資産割を 0 とした上で、介護分を引き上げ課題に対応したもの。

③、④は介護分を①と同額とし、医療分が高く、後期分が不足している状況を解消するため医療分と後期分の組み替えを行ったもの。

○保険料率の見直しの方向性として、今回は、資産割の廃止を優先し、最小限の見直しにとどめ、次回改定の必要が生じた際に、県の標準保険料率を参考に見直しを行うとともに、3 年程度のサイクルを定め、定期的に保険料率を見直すこととする。

(本来は、毎年度県の標準保険料率に合わせることを望ましいが、毎年保険料率を変更することは事務手続き上困難であるため、期間を定め見直すことをルール化したい。)

○令和 4 年度の仮数値がまだ示されていないため、方向性を検討するための資料としての位置づけである。

○本試算には、財政計画に計上している令和 3 年度・4 年度の一般会計からの法定外繰入は見込んでいない。

(1)医療分及び後期分は被保険者が同一であるため、これらについては、総額として必要額を徴収すれば良く、資産割を廃止した場合であっても、必要額は確保できる見込みのため、医療分と後期分の割合を、調整又は据え置きとする。この場合、現在資産割を賦課されている介護分対象外の被保険者は、保険料が純減となる。

(2)介護分は 40 歳から 64 歳までの被保険者のみに賦課する保険料であるが、現在は、必要額の 6 割程度しか確保できていないため、介護分の料率の見直しは避けられない。

しかしながら、介護分を必要額まで引き上げると、現在の 1.5 倍程度まで増額が必要。

なお、現在資産割を賦課されている被保険者は、資産割の減額と相殺されるため、資産保有状況により保険料が増減する。

【参考】

年齢	介護納付金該当	資産割あり	資産割なし
～39 歳	なし	資産割減額のみ	変更なし
40～64 歳	あり	資産割・介護納付金の相殺	介護納付金分増額
65 歳～	なし	資産割減額のみ	変更なし

○(1)(2)を踏まえ、資産割は廃止し、介護分の保険料率の引き上げを段階的に実施する。介護分は今後も増加が見込まれるため、次回改定時にも急激な引き上げとならないよう、今回の改定で必要額の 8～9 割程度を確保し、なお不足する分は、全被保険者が負担する医療分及び後期分に対応し、総額として微増となるような保険料率とすることも選択肢となる。

○なお、被保険者の所得は、確定申告後でなければ把握できないことから、保険料率決定時点では、実際の保険料見込額は算出できないため、令和2年の所得ベースで試算することとなる。

仮に、保険料率の見直しを行った場合であっても、令和元年のような所得減少があった場合には、不足が生じる可能性は否定できない。(本来は、財政調整基金が調整弁となるところであるが、本市の国保財政調整基金は枯渇しており、調整弁となり得ない。)

【その他の改定】

※厚生労働省社会保障審議会医療保険部会において、賦課限度額の引き上げについて審議され、引き上げの方針が示されことから、今後、必要な制度改正等が行われる見込みである。本市においても国の動向を注視し、賦課限度額を医療分(63万円⇒65万円)、後期分(19万円⇒20万円)へそれぞれ改定するため必要な手続きを行う。

(介護分の限度額は17万円で据え置き)

また、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和4年4月から未就学児に対する均等割減免が制度化されるため、併せて条例改正を行う。

【参考】

均等割の種類	現在の額	減免後の額	
医療分	24,000円	12,000円	7・5・3割軽減世帯については、軽減後の均等割額からそれぞれ5割減免 (例 7割軽減世帯の場合：軽減後の3割分から更に5割減免となり負担は1.5割分となる)
後期分	11,000円	5,500円	
合計	35,000円	17,500円	未就学児1人あたり17,500円の減免